

1 基本方針

市民に安心して飲んでいただける、安全で良質な水道水を安定的にお届けするため、水道法に基づき、水源域の状況、原水の水質、浄水方法などに応じ適切な水質検査を計画的に実施し、その内容を公表します。

また、水質検査結果や環境の変化等に留意し、毎年計画の見直しを行ないます。

2 水道事業の概要

上水道事業

(1) 給水状況

- ・ 計画給水人口 83,948 人
- ・ 計画一日最大給水量 41,742 m³
- ・ 計画一日平均給水量 27,943 m³

(2) 水源の名称及び種別

- ・ 福井県日野川地区水道用水供給事業からの受水
日野川表流水(榎谷ダム)を水源とする日野川地区水道用水供給事業から、高度処理(膜ろ過)された浄水を、日量25,000m³受水します。
- ・ 王子保浄水場
自己水として、下平吹町地係の取水井3井から1日最大11,600m³取水し、塩素滅菌、PH調整後、浄水場からポンプ圧送により池ノ上配水池へ送水し、自然流下により給水区域へ配水します。
- ・ 白山浄水場
自己水として、千合谷町地係の解雷ヶ清水の湧水から1日最大520m³を取水し、緩速ろ過池で浄水し、塩素滅菌後配水池に送水し、自然流下で給水区域に配水します。
- ・ 向新保送水場
自己水として、向新保町地係の取水井1井から1日最大4,000m³取水し、塩素滅菌後、送水場からポンプ圧送により西谷配水池へ送水し、自然流下により給水区域へ配水します。

3 原水及び水道水の状況

水質に恵まれた水源を持つ本市の水道では、清浄な地下水等を取水し、水質基準を満足した安全で良質な水道水を供給しています。しかし、地下水の枯渇、地盤沈下、また、化学物質の多様化による地下水の悪化が懸念されるため、ダムを水源とする高度処理された県水の受入れを行っています。

また、簡易水道の水源は山間部にあり、将来的に水質悪化のおそれがあり、今後も継続的な監視が必要となります。

4 検査地点

(1) 給水栓(蛇口)

水道法で義務づけられている水道水の検査は、配水系統毎に1箇所設定し給水栓で行います。

(2) 水源

浄水処理を必要としない清浄な地下水等を水源としていますが、各々の水源で原水の検査を行います。

(3) 送水場、浄水場

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓(蛇口)

①水質検査項目

水道法で検査が義務づけられた水質基準項目(表1の51項目)及び毎日検査については、表1-2に示す1日1回行う検査項目について検査を行います。本年度はPFOS・PFOAについても検査を行います。

②検査頻度

表1の項目NO. 1・2・38・46～51については、月1回検査を行います。

法令に基づく水質検査のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合に、3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目、条件により検査を省略できる項目についても、水質安定確認のため年1回検査を行います。また基準値の1/5以下であっても、検査頻度は年4回検査を行います。

PFOS・PFOAについては年4回検査を行います。

資料・・・検査頻度及び過去3年間の検査結果

(2) 水源

①水質検査項目

浄水場の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するために、必要な項目について各水源(井戸)について検査を行います。

②検査頻度

年1回行います。

(3) 送水場、浄水場

①水質検査項目

法令で義務付けられるものではありませんが、より安心・安全な水道水をお届けすることを目指し、表1-3に示す水質管理目標設定項目(26項目)について検査を行います。

②検査頻度

年1回行います。農薬類についてのみ散布時期に合わせて年2回検査を行います。

③検査地点

福井県にて本検査を行っている王子保浄水場を除いた水源2地点(向新保、白山)の浄水にて実施します。PFOS・PFOAのみ上記(1)の給水栓(蛇口)で実施します。

6 臨時等の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常が発生した時、管理上必要な時、直ちに実施し、水質異常が終息し蛇口の水の安全が確認されるまで行います。また、管末における水質検査については、検査箇所を決め順次年1回実施します。

7 水質検査の方法

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」で検査し、厚生労働省通達上水試験方法等により行うことができる委託業者に、水質検査計画書に基づき委託します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、上下水道課ホームページで公表するとともに、水質検査結果については随時更新します。

水質検査結果に関する記録は、水道法第20条第2項の規定により5年間保存します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を厚生労働大臣登録機関に委託して行います。委託先の選定は、検査精度と信頼性を重視するため、検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関とします。

10 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合、または、その恐れがある場合は、臨時の水質検査の他に、国、県、水質検査登録機関、市の関係部局等と情報交換、連絡調整しながら対応します。